

ニュースリリース

2010年11月18日
昭和電線ケーブルシステム株式会社

2009年12月17日に行われた公正取引委員会による立ち入り検査の結果について

本日、公正取引委員会より建設・電販向け電線・ケーブルの取引（特定の品種に関する取引に限られます。）に関連して電線業界の複数の事業者に対して排除措置命令・課徴金納付命令がなされた旨の発表が行われました。

当該発表においては、当社についても、独占禁止法第3条後段の規定（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があった旨の言及がございます。当該発表に係る件については、当社に対しても2009年12月17日に立ち入り検査が行われましたが、当社は、既に違反行為を取りやめていたこと、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、当社は、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。

本件について、お客様をはじめ関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。また、当社をはじめ昭和電線グループでは、今後も引き続き、企業倫理の徹底とコンプライアンスの一層の強化に取り組むことにより信頼の回復に努めてまいります。

以 上